

仙台市地域防災計画の修正について

令和4年10月
仙台市危機管理局

○新たな津波浸水想定公表

経過

東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年12月27日施行)は、最大クラスの津波により想定される浸水の区域と水深を都道府県知事が設定し、公表することとしている。

宮城県は、沿岸市町の復興まちづくり計画や、国が公表している東北地方太平洋沖地震のモデル及び日本海溝・千島海溝の巨大地震モデルを考慮したシミュレーションを行い、新たな津波浸水想定による浸水の範囲と水深を、令和4年5月10日に公表した。

津波浸水想定目的

津波浸水想定は、最大クラスの津波が、悪条件が重なる状況で発生することを想定し、宮城県では以下の条件により、最大の浸水範囲等が検討されている。

最大クラスの津波モデル	最大の浸水範囲等を検討するための悪条件
東北地方太平洋沖地震モデル 日本海溝(三陸・日高沖)モデル 千島海溝(根室・十勝沖)モデル	① 地震発生とともに地盤が沈下 ② 津波発生時の潮位が満潮(朔望平均満潮位) ③ 津波が海岸堤防等を越流すると、堤防が即時破壊される

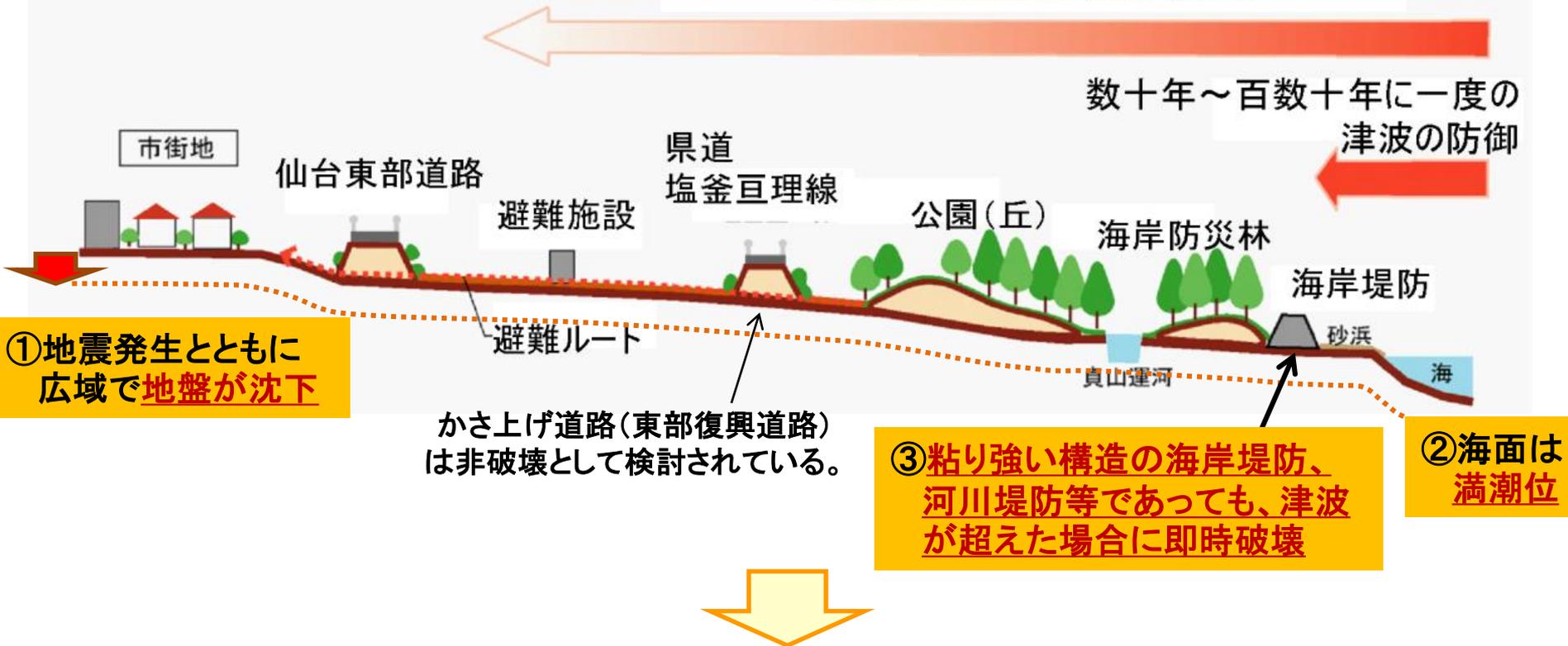
津波浸水想定は、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波が発生した場合にも「なんとしても人命を守る」ための「避難の範囲」を示すものとされている。

○新たな津波浸水想定公表

多重防御と悪条件の関係

(断面図)

最大クラスの津波の防御



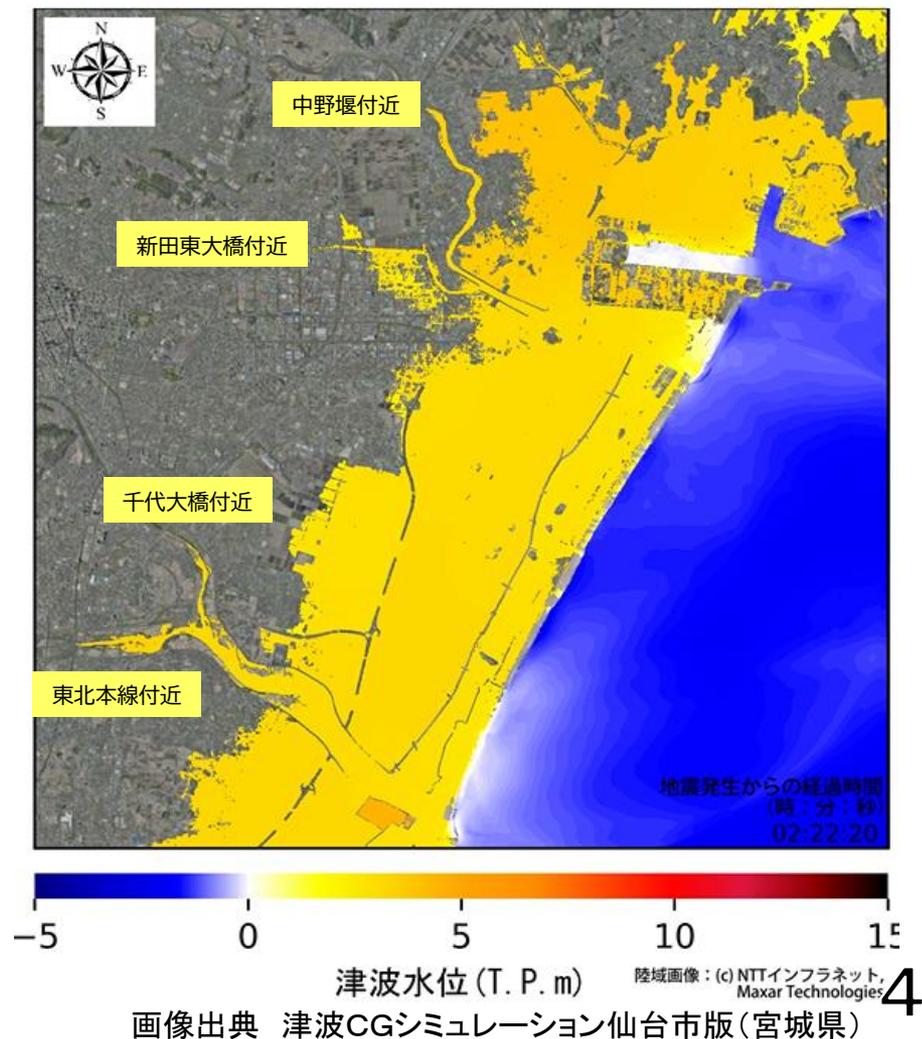
新たな津波浸水想定には、東日本大震災当時よりもさらに悪条件が設定されている。
大震災の津波が浸水しなかった地域や、復興事業を実施した地域の一部にも、新たに浸水範囲に含まれる地域があり、新たな浸水範囲を大津波警報時の避難の範囲として避難行動を呼びかけていく必要がある。

①津波避難エリアの変更(2/2)

対応2：河川遡上の範囲・水域の反映

河川堤防に囲まれた河川が流れる区間(堤外地)では、宮城県が公表する津波浸水想定CGアニメーションにおいて、さらに上流まで遡上する状況が示されていることから、東日本大震災の遡上実績等も考慮し、各河川最大の遡上範囲を津波避難エリアⅡに設定する。

また、県が示す津波浸水想定図では着色されていない河川や湖沼、水路等の水域にも、本市域には津波避難エリアを設定する。



②津波災害における避難方法の見直し(1/2)

背景

従来、津波からの避難においては、原則徒歩により、津波避難エリアの区域外へ避難することを基本としており、時間的余裕を持って区域外へ避難することが困難な場合等は、津波避難施設・場所等への避難としている。また、津波注意報における避難先を明確にする必要がある。

対応

「津波からの避難の手引き」の改訂において、避難方法の記述を見直す。

津波警報等の種類と避難先

大津波警報 (3m超)	津波避難エリア I + II にいる方は、津波避難エリア I + II より内陸側、または近くの避難施設・場所へ直ちに避難してください。
津波警報 (1~3m)	津波避難エリア I にいる方は、津波避難エリア I より内陸側、または近くの避難施設・場所へ直ちに避難してください。
津波注意報	海岸線や河口から直ちに避難してください。

津波警報等の種類と避難先

大津波警報 (3m超)	津波避難エリア I + II より内陸側へ直ちに避難してください。
津波警報 (1~3m)	津波避難エリア I より内陸側へ直ちに避難してください。
津波注意報	海岸線や河口から直ちに離れ、海岸堤防より内陸側へ避難してください。
徒歩で津波避難エリア(I・II)の外への避難が困難な場合は、近くの避難施設・場所へ直ちに避難してください。	

②津波災害における避難方法の見直し(2/2)

避難所・避難場所等の見直し

分類	避難を呼びかける情報	開設避難所等
津波注意報	避難指示	高砂中学校(※1)、岡田小学校(※1)、六郷中学校(※1)、七郷中学校(※1)
津波警報 (1~3m)		アクセル(※2)、震災遺構 荒浜小学校、キリンビール(※2)、港南津波避難タワー、センコー(※2)、仙台うみの杜水族館(※2)、仙台冷蔵倉庫仙台港第三センター(※2)、中野五丁目津波避難タワー、日鉄建材津波避難タワー(※2)、井土津波避難タワー、仙台東部道路避難階段、南蒲生津波避難タワー、新浜津波避難タワー、三本塚長屋敷津波避難タワー、二木津波避難ビル、種次津波避難ビル、冒険広場(避難の丘)、岡田津波避難ビル、笹屋敷津波避難ビル、三本塚津波避難ビル、避難の丘(蒲生、荒浜、荒浜新一丁目、藤塚)、岡田小学校(※3)、鶴巻小学校(※3)、中野栄小学校(※3)、福室小学校(※3)、高砂中学校(※3)、高砂市民センター(※3)、中野中学校(※3)、高砂小学校、田子小学校、田子中学校、沖野小学校、沖野東小学校、蒲町小学校、七郷小学校、六郷小学校(※3)、沖野中学校、蒲町中学校、七郷中学校、六郷中学校(※3)、郡山小学校、四郎丸小学校、東四郎丸小学校(※3)、袋原小学校、袋原中学校、荒井小学校
大津波警報 (3m超)		

(※1) 避難者の有無が予測できないことから、施設管理者及び避難所担当課が自動的に開設準備を行うこととし、その後、避難状況等を踏まえ、運営については、必要により地域からの協力を受けることとする。なお、避難者の発生を確認した場合には、区本部は原則として避難所を開設するものとする。

(※2) 津波避難ビルの協定を結んでいる施設

(※3) 津波避難エリア内に位置しているため、大津波警報発表時は施設管理者及び避難所担当課は避難所開設のための参集は行わない。

- 津波浸水想定に示された浸水の深さに対し、高さが不足する避難の丘3箇所は、指定緊急避難場所の指定を解除し、かさ上げの事業後に再指定する。
- 新たな津波エリアⅡの区域外は、高砂小学校、田子小学校、田子中学校を津波災害時に開設する指定避難所に追加する。
- 新たな津波避難エリアⅡに含まれる指定避難所(赤色(※3))の8箇所は、2階以上への避難とし、大津波警報の発表時に職員(施設管理者、避難所担当職員)を避難所へ派遣しないこととする。